

件名

租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指
定した件

○内閣府告示第一号
経済産業省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴い、同条第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府告示第二号）第一条第二項各号に掲げる事項を次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 宮沢 洋一

一 組合の名称 みえ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合

組合の主たる事務所の所在場所 三重県津市栄町二丁目三百八十番地

無限責任組合員の氏名又は名称 株式会社三重リバイタル

特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付 平成二十七年一月十五日

二 組合の名称 ぎふ中小企業支援二号ファンド投資事業有限責任組合

組合の主たる事務所の所在場所 岐阜県岐阜市金町八丁目一番地

無限責任組合員の氏名又は名称 株式会社ぎふリバイタル

特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付 平成二十七年一月十五日